

1. 外国人留学生奨学援助事業

1) 外国人留学生奨学援助事業 (A)

(1) 対象者及び条件

令和2年(2020)年4月以降、本学に在学する正規の私費外国人留学生(愛媛大学大学院連合農学研究科を含む)で、部局の長等が推薦し、学業・人物等に優れ、学費の支弁上、経済的な援助を要すると認められる者としします。修業年度を超えて在籍するものは対象外としします。

ただし、外国政府派遣留学生及び香川県招致留学生並びに令和2(2020)年4月以降他の団体から、1年以上継続して月額2万円以上の奨学金等を受けることが決定している者は除きます。

また、本基金の外国人留学生奨学援助事業(B)との併給は認められません。

(2) 募集人員 7人程度

(3) 募集期間 令和2(2020)年3月9日(月)～4月10日(金)

(4) 支給額 月額30,000円

(5) 支給期間 令和2(2020)年4月から令和3(2021)年3月までの1年間

(6) 申請書等

- ① 香川大学グローバル人材育成特定基金事業(外国人留学生奨学援助事業(A))及び私費外国人留学生対象民間奨学金等申請書(様式1-1)
- ② 指導教員の所見(厳封されたもののみ有効)

(7) 選考方法

私費外国人留学生対象民間奨学金等奨学生の選考と併せて行います。

書類選考を行い、香川大学インターナショナルオフィス会議において決定します。

(8) 報告書

本援助事業を受給した者は、受給期間終了後1ヶ月以内に実施報告書(様式4-2)を作成し、所属部局長等から国際グループに提出してください。3月に終了する事業については、3月31日までに必ず提出してください。

(9) その他

- ① 毎月15日までに部局窓口で在籍確認簿(様式4-1)に署名をしたうえで、援助金の支給を受けること。ただし、母国に一時帰国中等で当該月内に在籍確認がとれない場合は、当該月の援助金を支給しません。
- ② 援助金支給期間中に、下記の一に該当する場合は、翌月以降の援助金を支給しません。
 - (ア) 本学の学生としての身分を失った場合
 - (イ) 病気その他の理由により、修学又は研究が継続される見込みのない場合
 - (ウ) 他の団体から1年以上継続する月額2万円以上の奨学金等を受けることが決定した場合
 - (エ) その他本援助金を受給する者として不適格と認められた場合

2) 外国人留学生奨学援助事業 (B)

(1) 対象者及び条件

令和2年(2020)年4月以降に在籍し、部局の長等が推薦する以下の者。

学術交流協定校出身の私費外国人のうち、ダブルディグリープログラム、ジョイントプログラム、「食の安全」プログラムを含む、大学が推進する特別なプログラムによる学生。ただし、独立行政法人 日本学生支援機構の「海外留学支援制度(協定受入れ)による短期留学生」及び他の団体から奨学金を受けることが決定している者は、奨学金受給金額の合計が月額10万円を超えない額を支給するものとします。

また、本基金の外国人留学生奨学援助事業(A)との併給は不可です。

(2) 募集人員 4人

(3) 募集期間 令和2(2020)年3月9日(月)～3月19日(木)

(4) 支給額 月額48,000円以内

(5) 支給期間 1年以内

(6) 申請書等

外国人留学生奨学援助事業(B) 申請書(様式1-2)

(7) 選考方法

香川大学インターナショナルオフィス会議において決定します。

(8) 報告書

本援助事業を受給した者は、受給期間終了後1ヶ月以内に実施報告書(様式4-2)を作成し、所属部局長等から国際グループへ提出してください。3月に終了する事業については、3月31日までに必ず提出してください。

(9) その他

- ① 毎月、15日までに部局窓口で在籍確認簿(様式4-1)に署名をしたうえで、援助金の支給を受けること。ただし、母国に一時帰国中等で当該月内に在籍確認がとれない場合は、当該月の援助金を支給しません。
- ② 援助金支給期間中に、下記の一に該当する場合は、翌月以降の援助金は支給しません。
 - (ア) 本学の学生としての身分を失った場合
 - (イ) 病気その他の理由により、修学又は研究が継続される見込みのない場合
 - (ウ) その他本援助金を受給する者として不適格と認められた場合

3) 外国人留学生奨学援助事業 (C)

(1) 対象者

令和2年(2020)年4月以降本学に在籍し、部局の長等が推薦する以下の者。

- ① 本学との学術交流協定に基づき、海外の大学に在籍したまま1年以内の期間受け入れる特別聴講学生・特別研究学生
- ② 本学が海外教育研究交流拠点及び^{※1}重点地域と位置付けた協定校に在籍する者

※1 重点地域とは、香川大学が国際戦略上のメインターゲットとする「ASEAN+中国、韓国、台湾」を指します。

- (2) 募集人員 第1期(2月) 2人程度(うち^{※2}優先枠1人程度)
- 第2期(7月) 2人程度(うち^{※2}優先枠1人程度)

※2 優先枠とは、国際通貨基金(International Monetary Fund:IMF)のWorld Economic Outlook database(募集要項公開時の前年のデータ)による1人当たりの国内総生産(Gross Domestic Product :GDP)(推計値を含む)が9,000US\$未満の国・地域を指します。

- (3) 募集期間 第1期 2020年1月31日(金)～2月13日(木)
- 第2期 2020年7月13日(月)～7月29日(水)

- (4) 支給額 月額30,000円

- (5) 支給期間 第1期 令和2(2020)年4月から令和3(2021)年3月までの1年間
- 第2期 令和2(2020)年10月から令和3(2021)年9月までの1年間

(6) 申請書等

- ① 外国人留学生奨学援助事業(C)申請書(様式1-3)
- ② 優先枠に申請する者は、成績を証明する書類

(7) 選考方法

香川大学グローバル人材育成特定基金(外国人留学生奨学援助事業(C))の選考方法について(申合せ)に基づいて決定します。

(8) 報告書

本奨学援助事業を受給した者は、受給期間終了後1ヶ月以内に実施報告書(様式4-2)を作成し、3月31日までに所属部局長等から国際グループへ提出してください。

(9) その他

- ① 毎月、15日までに部局窓口で在籍確認簿(様式4-1)に署名をしたうえで、援助金の支給を受けること。母国に帰国中等で当該月内に在籍確認がとれない場合は、当該月の援助金は支給いたしません。
- ② 援助金支給期間中に、下記の一に該当する場合は、翌月以降の援助金は支給いたしません。
 - (ア) 本学の学生としての身分を失った場合
 - (イ) 病気その他の理由により、修学又は研究が継続される見込みのない場合
 - (ウ) 他の団体から、月額3万円以上の奨学金等を受けることが決定した場合

(エ) その他本援助金を受給する者として不適格と認められた場合

- ③ 第1期に何らかの理由で不採択になった者が、第2期に再申請する場合、4月に遡って支給することはいたしません。